

別表 2 (第 5 条関係)

補助金の額

補助事業者	補助率	補助事業及び補助限度額 ※1補助事業者当たり上限20,000千円		
都内区市町村	3分の2以内	施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円/件	
		情報発信等に関する事業	5,000千円/件	
集客イベント事業				
うち、二以上の 都内区市町村が連携 (広域連携補助事業者)		3分の2以内	施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円/件
			情報発信等に関する事業	10,000千円/件
			集客イベント事業	
観光振興団体*	5分の4以内		施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円/件
			情報発信等に関する事業	5,000千円/件
			集客イベント事業	

\* 観光振興団体とは、都内区市町村との連携の下に設立された観光協会、都内を拠点として活動する商工会、商工会連合会、商工会議所及びその他観光振興を行う団体（注）をいう。

（注）その他観光振興を行う団体は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- （1）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体であること。
- （2）地域の関係機関・団体、都内区市町村を構成員とする協議会を設置して、地域と連携することにより地域の観光産業振興に係る事業を実施する団体であること。
- （3）当該協議会からあらかじめ事業実施の承認を得ること。